

学生および教職員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止の取り扱いについて(改訂)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と学生・教職員の健康・安全面を考慮し、発熱等体調不良の場合には、令和2年5月21日付け「新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止の取り扱いについて」に基づいて対応しているところですが、11月1日より山梨県の対応が下記のとおり変更になりましたので、別紙[登校禁止対応フローチャート]の取り扱いを一部改訂いたします。

記

発熱等体調不良時の連絡先

変更前: 帰国者・接触者相談センター(各保健所)

変更後: かかりつけ医または最寄りの医療機関

* かかりつけ医がない場合や夜間・休日などは、

受診・相談センターへ電話をしてください。

山梨県 受診・相談センター 055-223-8896(24時間対応)

外国語対応 092-687-7953

甲府市 受診・相談センター 055-237-8952(24時間対応)

新型コロナウイルス感染症対策における登校禁止基準

I. 発熱、または体調不良がある場合

解熱後2日を経過し、かつ症状が消失するまで自宅療養 [登校禁止]

II. 基礎疾患等があり、重症化のリスクが高いと主治医から判断された場合

主治医が登校を許可するまでの期間 [登校禁止]

III. 本人が濃厚接触者と保健所から特定された場合

本人が感染者と最後に接触した日から14日間自宅待機 [登校禁止]

IV. 同居する家族等が濃厚接触者と特定された場合(2020.10.08追加)

濃厚接触者のPCR検査結果等による安全性が確認されるまで [登校禁止]

V. 海外から入国・帰国した場合

海外から入国した日から14日間自宅待機 [登校禁止]

PCR検査で陽性となった際は、新型コロナウイルス感染症と診断され、登校禁止は継続されます。保健所の指示に従って適切な医療施設への入院等を行ってください。

- ※ ・登校禁止となった場合でも、オンライン授業は、自宅等で体調等をみながら、受講可能であれば出席してください。
- ・登校禁止は、学校保健安全法第19条の出席停止の措置として扱います。
- ・この通知は11月 9日の時点での措置であり、今後状況に応じ変更する場合があります。